

## 境港市総合戦略推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、境港市総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として本市が策定する計画をいう。以下同じ。）の策定又は変更にあたり、境港市みんなでまちづくり条例（平成19年境港市条例第10号）第7条第1項に基づき参加の機会を設けるため、同条例に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

### (推進会議の設置)

第2条 市長は、境港市総合戦略に市民の意見を反映させるため、境港市総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第3条 推進会議は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じて、意見を述べるものとする。

- (1) 境港市総合戦略の策定及び変更に関する事項
- (2) その他境港市総合戦略に関し、市長が特に必要と認める事項

### (組織)

第4条 推進会議は、委員30人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市民又は市民活動団体が推薦する者
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) 識見を有する者
- 2 委員の任期は、3年以内とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (役員)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、会長は、市長の指名により、副会長は、会長の指名によりこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開するものとする。ただし、境港市情報公開条例（平成11年境港市条

例第12号) 第7条に定める非開示情報に該当する内容を審議するときはこの限りではない。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総務部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月25日から施行する。